

商店街空き店舗等活用事業 補助金のお知らせ

商店街の利便性向上や地域コミュニティの強化など、賑わいと活気ある商店街の活性化を目的に、商店街団体等が実施する空き店舗を活用した取組みを支援します。

補助対象者

- 商工会、商店会連合会
- 商店街団体、商業者グループ
- 商店街団体等に所属する商業者

※市内移転、法令違反、政治的・宗教的活動、
風俗営業、税滞納者等は対象外



補助対象事業

商店街の空き店舗等（概ね6か月以上の賃借契約の締結が必要）
を活用して実施する事業

- 休憩所、コミュニティスペース等（ベンチなどを設置した休憩スペース、団体事務所、共同催事場、みんなのトイレ、駐輪場など）の商店街共同施設の設置（併設可）
- 地域資源等を活用した新規性の高いモデル事業として、地域活性化への貢献が見込まれる実験店舗など

補助内容

補助対象事業に必要な経費の一部を補助

- 改装費：補助率30% 限度額50万円（年間）
- 賃借料：補助率30% 限度額40万円（年間）
- 補助期間：2年間



《お問い合わせ先（担当課）》

伊勢原市役所 商工観光課 TEL：0463-94-4732
FAX：0463-95-7613

この制度のホームページ

<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2016051100017/>

【必要書類等】

- 交付申請書（第3号様式）
 - 事業計画書（第4号様式）
 - 収支予算書（第4号様式続き）
 - 事業予定者が事業実施を議決した総会等の議事録の写し
 - 事業予定者の定款や団体規約等など、経歴や実態がわかる書類
 - 事業予定者の組合員（会員）名簿
 - 経費（改装費や賃借料等）の内訳が分かる書類（見積書等）
 - 事業地の商店街団体が事業の実施を承認した総会等の議事録の写
 - 事業を実施しようとする場所に存する商店街団体の定款又は規約
 - 事業地の商店街団体の組合員（会員）名簿
- ※ 必要書類等は、事業予定者によって異なる場合がありますので、担当課に事前にご相談ください。

【注意事項】

補助金の交付を希望する事業予定者は、前年度に補助金交付要望書の提出が必要です。計画段階から必ず担当課にご相談ください。